7　Summary

⑴　Contracting Entity : Kiyoko Ono, President, National Agency for the Advancement of Sports and Health (NAASH)

⑵　Nature of the services to be required : Management Consulting for the Business of Sports Promotion Lottery

⑶　Time limit for the submission of proposals : 5 : 00 PM 6, July, 2010

⑷　Contact point for the notice : Finance Department, National Agency for the Advancement of Sports and Health 10―1 Kasumigaoka-machi Shinjuku-ku Tokyo 160―0013 Japan TEL 03―5410―9140

特定計量器型式承認

○独立行政法人産業技術総合研究所公告第14号

計量法（平成４年法律第51号）第76条第１項の規定に基づき、平成22年５月21日付けをもって次のように特定計量器の型式を承認したので同法第159条第１項第５号の規定に基づき公告する。

平成22年６月７日

独立行政法人産業技術総合研究所
理事長　野間口　有

１、承認番号　第Q1035号
２、名称　株式会社パラマ・テック
３、住所　福岡県福岡市東区多の津１丁目７―５
４、特定計量器の種類　アネロイド型血圧計

弁理士登録公告

平成22年５月19日に行った弁理士の登録及び抹消した者を弁理士法第27条の規定により次のとおり公告します。

登　録

月　日	登録番号	氏　名
５月19日	17136	長野　秀行
５月19日	17137	志々田恵子
５月19日	17138	深澤　恵子
５月19日	17139	宍道　徹夫
５月19日	17140	上田　　茂
５月19日	17141	遠島　丈大
５月19日	17142	永島　建治
５月19日	17143	赤松　尚子
５月19日	17144	高田　尚幸
５月19日	17145	渡邉　賢司
５月19日	17146	大濱　　徹
５月19日	17147	森　　有希
５月19日	17148	戸部田　学
５月19日	17149	金森　晃宏
５月19日	17150	内藤　由美
５月19日	17151	野田　智史
５月19日	17152	飯塚　武彦
５月19日	17153	田嶋　麻美
５月19日	17154	小西　淳夫
５月19日	17155	増田健太郎
５月19日	17156	西澤由美恵
５月19日	17157	塩田　哲也
５月19日	17158	梅景　　篤
５月19日	17159	香島　友希

登録抹消

年月日	登録番号	氏　名	事　由
平成22年５月６日	15947	天津　良嗣	申請抹消
平成22年５月12日	15994	高木　　進	〃

弁理士数　8,686名
（平成22年５月19日現在）

平成22年６月７日　　日本弁理士会

特定侵害訴訟代理業務の付記公告

平成22年５月19日に弁理士の登録に特定侵害訴訟代理業務の付記を行った者について、弁理士法第27条の５に基づき次のとおり公告します。

付　記

月　日	登録番号	氏　名
５月19日	15567	光明寺大道

特定侵害訴訟代理業務の付記を受けている弁理士総数　2,420名
（平成22年５月19日現在）

平成22年６月７日　　日本弁理士会

行旅死亡人

本籍千葉県茂原市大芝466番地１、住所不定、氏名和田久幸、年齢42歳、男性

上記の者は、平成22年５月16日午後８時24分富士見市大字鶴瀬2602番地３の東武東上線鶴瀬駅構内下りホーム内にて、池袋駅発川越市駅行の電車に飛び込み脳損傷にて死亡しました。遺体は火葬に付し、遺骨は戸田火葬場にて保管しています。心当たりの方は、当市健康福祉部福祉課まで申し出てください。

平成22年６月７日

埼玉県　　富士見市長　星野　信吾

公　示　送　達

次の者に対する土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第１項の規定による宇都宮都市計画事業石橋町下古山土地区画整理事業に係る換地処分通知は、送付すべき場所を確知できないので、同法第133条第１項の規定により、書類の送付にかえて通知の内容を公告します。

なお、通知の詳しい内容は平成22年６月７日から栃木県下野市田中681番地１所在の下野市経済建設部区画整理課内で閲覧できます。

平成22年６月７日

栃木県下野市小金井1127番地
宇都宮都市計画事業石橋町下古山土地区画整理事業
施行者　下野市
代表者　下野市長　広瀬　寿雄

記

書類の送付を受けるべき者の氏名及び住所		通知の内容
氏　　名	住所（又は最後の住所）	
秋吉　　淳	栃木県下野市下古山156番地４	換地明細書、各筆各権利別清算金明細書
岩上善三郎	不明	
金井　忠松	栃木県下野市下古山270番地	
倉井宇源治	栃木県下野市下古山113番地２	
倉井清一郎	栃木県下野市下古山122番地	
倉井　哲造	栃木県下野市石橋293番地	
小林　新多	栃木県下野市下古山19番地	
高山藤之進	栃木県宇都宮市旭町3530番地	
髙野　定治	栃木県下野市下古山268番地	
髙橋　藤太	栃木県下野市下古山118番地	
金井　嘉市	栃木県下野市下古山271番地	
髙橋清五郎	栃木県下野市下古山99番地３	
髙橋　シゲ	栃木県下野市下古山96番地１	
髙橋松二郎	栃木県下野市下古山390番地	
髙橋　竹七	栃木県下野市下古山388番地	
アイクラーホームズ株式会社	茨城県下妻市本宿町二丁目57番地ソル・レヴェンテ101	
堀江ヒサヱ	埼玉県戸田市上戸田五丁目25番４―701号	
有限会社針ヶ谷農産	栃木県宇都宮市針ヶ谷一丁目25番22号	
飯野　敦郎	栃木県下野市下古山986番地１	各筆各権利別清算金明細書
髙野　周治	栃木県下野市下古山904番地２	
保坂　平藏	栃木県下野市下古山112番地	

＜教示＞

１　この通知に係る処分について不服があるときは、この通知があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に栃木県知事に審査請求をすることができます。（審査請求の記載事項は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第15条に規定されています。）

２　この通知に係る処分について不服があるときは、この通知があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に下野市を被告として（訴訟において市を代表するものは下野市長になります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

３　上記１の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に下野市を被告として（訴訟において市を代表するものは下野市長になります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。